

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

部を改正する規則

五三

告 示

規 則

○福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件
○道路の区域を変更する件二件
○道路の供用を開始する件

五二
五四
五三

規 則

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月一日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十五号

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和五十六年福島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。
第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第1条関係)

特定建築物使用届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項(第2項)の規定により、特定建築物の使用について、次のとおり届け出ます。

1	特定建築物の名称	
2	特定建築物の所在場所	
3	特定建築物の用途及び面積 (施行令第1条各号に掲げる用途に供される部分に限る。)	
	延べ面積	m ²
	用 途	面 積
		m ²
4	特定建築物の構造設備の概要 別紙「特定建築物の構造設備の概要」のとおり	
5	特定建築物維持管理権原者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	
	氏 名	住 所
6	特定建築物の所有者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	
	氏 名	住 所
7	特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、その者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	
	氏 名	住 所

8 建築物環境衛生管理技術者の氏名、住所及び免状番号並びにその者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者である場合にあつては、当該特定建築物の名称及び所在場所		
氏 名	住 所	免 状 番 号
名 称	所 在 場 所	
9 特定建築物が使用されるに至つた年月日 (特定建築物に該当するに至つた年月日)	年 月 日	

備考

- 1 「施行令」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）をいう。
- 2 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合（3に掲げる場合を除く。）にあつては、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類を添付すること。
- 3 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合にあつては、当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類を添付すること。
- 4 5の欄には、特定建築物維持管理権原者が複数あるときは、当該特定建築物維持管理権原者全員の氏名及び住所を記入すること。
- 5 6の欄には、当該特定建築物が共有又は区分所有のときは、共有者又は区分所有者全員の氏名及び住所を記入すること。また、特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合は、記入しないこと。

別紙

特定建築物の構造設備の概要

1 階数並びに各階の床面積、居室数及びその用途

階数	床面積	居室数	用途
階	m ²	室	
階	m ²	室	
階	m ²	室	
階	m ²	室	
階	m ²	室	

2 空気調和設備（機械換気設備）の概要

機器名	型式・性能	台数	設置場所（設置階等）	供給方式
		台		中央式・個別式

3 飲料水に関する設備の概要

水源の種別		水道水・井戸水・その他（ ）
給水方式		直結方式・受水槽方式
受 水 槽	容量	m ³
	材質	FRP・RC・ステンレス・鋼板・その他（ ）
	設置場所	屋内・屋外
	ポンプ能力	φ × l/min × m × k w 台
	消毒設備	有（ 台）・無
貯 湯 槽	容量	m ³
	材質	FRP・RC・ステンレス・鋼板・その他（ ）
	設置場所	屋内・屋外
	ポンプ能力	φ × l/min × m × k w 台
	消毒設備	有（ 台）・無
	容量	m ³

高架水槽	材質	FRP・RC・ステンレス・銅板・その他 ()
	設置場所	屋内・屋外
	消毒設備	有 (台) ・無

4 雑用水に関する設備の概要

水源の種類	雨水・下水処理水・その他 ()			
給水方式	直結方式・受水槽方式			
使用用途				
雑用水槽	容量	m ³		
	材質	FRP・RC・ステンレス・銅板・その他 ()		
	設置場所	屋内・屋外		
	ポンプ能力	$\phi \times$	$l / \text{min} \times$	$m \times$ kw 台
	消毒設備	有 (台) ・無		

5 排水に関する設備の概要

処理方法	下水道・浄化槽			
浄化槽	容量	m ³	設置場所	屋内・屋外
排水槽	容量	m ³	設置場所	屋内・屋外

6 廃棄物の処理に関する設備の概要

ダストシュート	有・無			
廃棄物の集積所	容量	m ³	設置場所	屋内・屋外

備考 別に図面を添付すること。

第二号様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 特定建築物の所有者以外の特定建築物維持管理権原者が変更となった場合（新たに特定建築物の所有者以外の者が特定建築物維持管理権原者となった場合を含み、2に掲げる場合を除く。）にあつては、変更後の特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類を添付すること。
- 2 特定建築物の所有者以外の当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者が変更となった場合（新たに特定建築物の所有者以外の者が当該特定建築物の全部の管理について権原を有することとなった場合を含む。）にあつては、変更後の当該特定建築物について当該権原を有する者が当該権原を有することを証する書類を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年厚生労働省令第百六十六号）附則第二条の規定による届出は、改正後の福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第一号様式によるものとする。

（食品生活衛生課）

告 示

福島県告示第六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保
安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十二年十月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
喜多方市山都町一ノ木字飯豊山乙四七三二（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- （一次の図）は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第六百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年十月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道幾世 橋小高線	南相馬市小高区浦尻字 北原七二番地先から 同 市小高区井戸川 字町一四番一四地先 まで	変更前	A 四・五〇	一、〇九七・二
		変更後	A 四・五〇 B 一一・五〇 三九・五	一、〇九七・二 一、〇〇七・八

（道路計画課）

福島県告示第六百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十二年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年十月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	いわき市田人町旅人字 前山国有林三三〇林班 か二小班地先から 同 市田人町旅人字 根室三四番二地先まで	変更前	A 五・一〇	四、二四五・一
		変更後	A 五・一〇 B 一四・〇〇 一三八・〇	四、二四五・一 五、二四〇・〇

福島県告示第六百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十二年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年十月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八九号	いわき市田人町旅人字前山国有林三三〇林班か二小班地先から 同 市田人町旅人字根室三四番一地先まで	平成二十二年一月三日

(道路計画課)

(道路計画課)